## (文教科学委員会)

私 <u>77.</u> 学校 教 職 員 共 済 法 等  $\mathcal{O}$ \_\_ 部 を改 正 する法 律 案 ( 閣 法 第四号)(衆 議 院送付) 要旨

本 法 律 案 は 被 用 者 年 金 制 度  $\mathcal{O}$ 元 化 等 を 図 る た  $\otimes$  $\mathcal{O}$ 厚 生 年 金 保 険 法 等  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 する法 律 附 則 第二条

 $\mathcal{O}$ 規 定 等 を 踏 ま え、 私学 共 済  $\mathcal{O}$ 職 域 加 算 額  $\mathcal{O}$ 廃 止 に 伴 う 退 職 等 年 金 給 付  $\mathcal{O}$ 導 入 及 び 職 域 加 算 額  $\mathcal{O}$ 廃 止 に 伴 う

経 過 措 置 等 を 講 じ ょ うとす る ŧ  $\mathcal{O}$ で あ り、 そ  $\mathcal{O}$ 主 な 内 容 は 次 0) لح お り で あ る。

一、私立学校教職員共済法の一部改正

1 私 立 学 校 教 職 員 共 済 制 度  $\mathcal{O}$ 退 職 等 年 金 給 付 として、 退 職 年 金、 職 務 障 害 年 金 及 び 職 務 遺 族 年 金 を設 け

ること。

2 退 職 等 年 金 給 付  $\mathcal{O}$ 支 給 要 件 及 び 額  $\mathcal{O}$ 算 定 方法等 に 0 ١ ر て は、 玉 家 公務 員 共済 組 合 法  $\mathcal{O}$ 関 係 規 定 を準

することとし、必要な読替えを行うこと。

日 本 私 <u>寸</u> 学 校 振 興 • 共 済 事 業 寸 法 0) 部 改 正

1 日 本 私 <u>\frac{1}{12}</u> 学 校 振 興 共 済 事 業 寸 ) 以 下 事 業団」という。) は、 その業務として私立学校教職 員 八共済

法に規定する退職等年金給付を行うこと。

用

2 事 業団 は、 退職等年金給付 この業務 に係る経 理につい ては 他 の業務に係る経 理と区分し、 勘定を設けて

整理すること。

三、経過措置等

1 被 用 者年 金 制 度 の — 元 化等 を図る た め  $\mathcal{O}$ 厚 生 年金保険 法等 の 一 部 を改正する法律  $\mathcal{O}$ 施 行 日 (平成二十

七 年十 月一 日) に お 11 て、 同 法に ょ る 改 正 前  $\mathcal{O}$ 私 <u>\f</u> 学校 教 職 員 共 済 法 ( 以 下 改 正 前 私 学 共 済 法」とい

う。) による年 金であ る給 付  $\bigcirc$ 受給 権を 有 L な 1 者 に 対 し て、そ  $\mathcal{O}$ 加 入 期 間 に 応 じ、 同 日 以 後、 経 過 措

置として改 正 前 私学 共 済 法 に ょ る 職 域 加 算 額 12 相 当 す る 給 付 を支 給 すること。

2 ک  $\mathcal{O}$ 法 律 は 部  $\mathcal{O}$ 規 定を除 き、 平 成二十 t 年十 月 日 カュ 5 施 行すること。